

豊川用水

水土里ネット豊川総合用水



水土里ネット

編集・発行／豊川総合用水土地改良区

豊橋市今橋町8

TEL.0532-54-8278

FAX.0532-54-8292

U R L／<http://www.toyosou.jp>E-mail／toyogawayousui@toyosou.jp

Vol.90 2023 SUMMER 令和5年7月1日発行



ナス専業農家が手掛ける こだわりの『白ナス』

豊橋市老津町の中村敏秀さんが手掛ける『白ナス』は、普通のナスのように果皮から色が出ないため、彩りが綺麗です。また、通常の白ナスより果皮が柔らかく、果肉は緻密でボリュームがあり、水分を多く含んでいるため、加熱するとトロトロで柔らかな食感となります。

現在、豊橋市内の産地直売所へ出荷しており、その美味しさに多くのリピーターがいるそうです。

主な
内容

理事長あいさつ・第37回通常総代会開催の報告	2	賦課金について Q&A	6
令和5年度一般会計収支予算について	3	要望活動報告・男女共同参画への取り組みについて	
賦課金のお知らせ	4	視察案内・出前授業	7
名義変更・農地転用の届け出について	5	節水のお願い・子ども絵画展作品募集・お問合せ先	8



理事長あいさつ

理事長 小久保 三夫

盛夏の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、豊川用水に係る維持管理事業及び豊川用水二期事業への格別のご支援とご協力を賜り心から御礼申し上げます。

さて、世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、過日5月8日に感染法上の分類が5類感染症へ引き下げられ、私たちの賑やかな日常が戻りつつあります。その一方、ロシアのウクライナ侵攻を契機とした国際情勢の混乱は長期化しており、食料やエネルギーの多くを輸入に依存している我が国では、食料安全保障と社会経済を脅かす重大な問題となっています。これらを受け、農林水産省では、食料・農業・農村基本法について、制定後初の見直しに向けた検証が始まっています。また、国内の農業においては、農家の高齢化、耕作放棄地の拡大、担い手不足という深刻な課題を多く抱えており、愛知県においては、この20年間、農業生産額は伸び悩んでいる状況であります。当土地改良区では、この地域の農業を未来へと繋げるため、現在、鋭意取り組んでいるICTを利用したスマート農業を更に推進するとともに、関係土地改良区及び行政機関等との連携をより強固なものとし、様々な課題の解決に向け、より一層努めてゆく所存であります。

また、当土地改良区では、「農業用水の適切な配水、老朽化した施設の計画的な改修により、受益地域の農業生産性の向上に繋げる」というテーマのもと、SDGs(持続可能な開発目標)の実現に向けて取り組んでいます。その一環として、昨年秋から新たに3名の女性理事を登用し、多様な意見による、意識改革、組織の活性化を図っている最中であり、今後は男女共同参画推進懇話会を発足し、持続可能な組織運営体制の確立へ取り組むと同時に、このような取り組みを組合員の皆様方へも浸透するよう、努めてまいります。この地域が、豊川用水を通じて、更なる発展を遂げられますよう、今後とも役職員一丸となって、慎重かつ適切な配水管理及び管理運営に一層努めてまいりますので、引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

第37回通常総代会を開催しました

令和5年3月16日午前10時より、ライフポートとよはしにおいて、多数のご来賓、顧問、参与のご臨席を賜り、第37回通常総代会を開催しました。議長には豊橋市の坂神博昭総代が選出され、提出した14議案のすべてが原案のとおり可決承認されました。

また、議事終了後、永年功労により、山田肇総代が表彰されました。

【総代会提出議案】

第1号議案 総代会における書面又は代理人議決について

第2号議案 土地改良事業(維持管理)計画書の一部変更について

第3号議案 委員会規程の一部変更について

第4号議案 会計担当理事規程の一部変更について

第5号議案 令和5年度事業計画の議決について

第6号議案 令和5年度賦課金の賦課及び徴収方法の議決について

第7号議案 令和5年度新規加入金の議決について

第8号議案 令和5年度決済金の議決について

第9号議案 令和5年度一時借入金の限度額及び償還方法の議決について

第10号議案 令和5年度一般会計收支予算の議決について

第11号議案 令和5年度職員退職給与特別会計収支予算の議決について

第12号議案 令和5年度農地転用特別会計収支予算の議決について

第13号議案 令和5年度歳計現金預入れ先の承認について

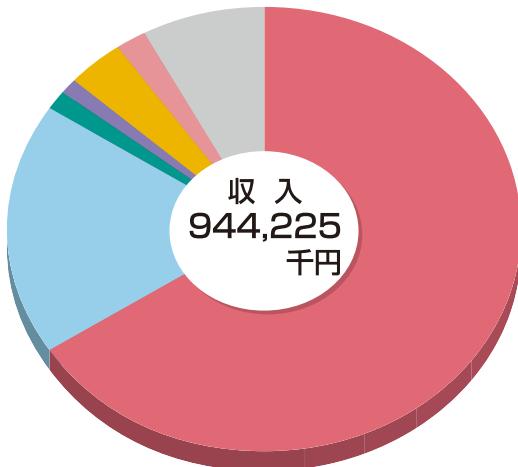
第14号議案 指示訂正事項の議決について



令和5年度

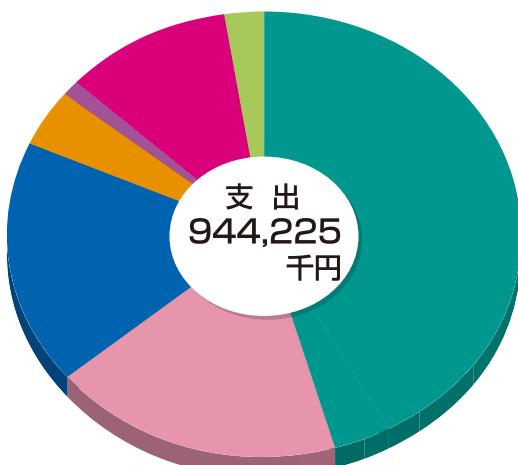
一般会計収支予算

他会計繰入金	34,305
特別会計からの繰入金	
附帯事業収入	17,558
基本財産運用収入	
特定資産運用収入	
寄付金収入	
雑収入	
借入金収入	
固定資産売却収入	
利息・各種手数料など	
繰越金	72,172



単位:千円	
土地改良事業収入	622,710
賦課金など	
補助金等収入	174,014
県・市などからの補助金	
交付金収入	11,250
適正化事業の交付金	
受託料収入	12,211
業務受託料	
基本財産取崩収入	5
特定資産取崩収入	
基金の取崩金	

借入金返済支出	39,737
支払利息	
県営事業などの償還金	
固定資産取得支出	9,530
車両などの購入費用	
基本財産積立支出	100,640
特定資産積立支出	
他会計繰出額	
特別会計・基金への繰出金など	
予備費	22,653



単位:千円	
土地改良事業費支出	397,288
全地区の維持管理費	
配水系管理事業費	35,211
新城地区の維持管理費	
一般管理費支出	173,454
運営事務費など	
土地改良事業負担金支出	165,712
水資源機構の管理費など	

受益面積・組合員数

令和5年4月1日現在

区分	豊橋市	田原市	新城市	豊川市	蒲郡市	合計
受益面積	5,690.2ha	6,666.6ha	545.6ha	1,617.3ha	536.2ha	15,055.9ha
組合員数	7,900人	7,539人	1,583人	4,162人	1,419人	22,603人

組合員のみなさまへ

令和5年度 賦課金のお知らせ

賦課金とは、豊川用水の維持管理に必要な費用や事業償還金等を受益面積に応じて負担していただくものです。

区分	経常	送水系維持管理	配水系維持管理	水資源機構管理
地区	全地区	全地区	新城地区	全地区
1,000m ³ 当たりの金額	1,000円	田 1,100円 畑 1,210円	自然庄 田 2,205円 畑 880円 ポンプ掛 田 4,345円 畑 1,840円	田 670円 畑 735円
区分	県営事業	機構管二期事業	二期石綿管除去(送水系)	二期石綿管除去(配水系)
地区	全地区	全地区	全地区	配水系地区
1,000m ³ 当たりの金額	345円	275円	145円	265円

令和5年4月1日時点で当土地改良区の受益地となっている土地について、賦課金通知書を発行しています。

賦課金の期限内納付にご協力ください

当土地改良区の賦課金通知書の発行は、毎年1回となっております。

本年度の納入期限と口座振替日は**令和5年7月25日(火)**です。

- ・口座振替の方は、7月24日(月)までに、届け出された口座にご入金くださるようお願いします。(賦課金通知書に口座番号の下3桁を表示しておりますので、お間違えのないようお願いします。)
- ・窓口収納の方は、指定された金融機関の窓口でお支払いください。
- ・ATM・ネットバンキング等にて賦課金を納付の際は、通知書記載の氏名を必ず入力してください。

賦課金の納入には口座振替が便利です

次の金融機関で口座振替できますので、是非ご利用ください。

- | | | | |
|------------|-----------|----------|----------|
| ■ 愛知県内の各農協 | ■ 豊橋信用金庫 | ■ 蒲郡信用金庫 | ■ 豊川信用金庫 |
| ■ 豊橋商工信用組合 | ■ とぴあ浜松農協 | ■ 愛知県信連 | |

口座振替の申込用紙は、各金融機関の窓口及び当土地改良区にありますので、お気軽にお問い合わせください。

コンビニエンスストアで支払い可能な納付書があります

コンビニエンスストアで支払いを希望される方は、専用の納付書を郵送しますので、財務課までお問い合わせください。なお、支払いは現金のみとなります。
※同封されている納付書ではコンビニエンスストアで支払うことができません!

こんな時は必ず届け出をしてください

- 組合員の方が亡くなられた場合
- 農地を売買または交換した場合
- 経営移譲した場合
- 住所や氏名に変更があった場合

法務局や農業委員会の手続きでは土地改良区の名義は変更されません。

ご注意ください

賦課金の未納がある農地を売買等すると、新しい組合員に未納金の支払い義務が生じます。

(土地改良法第42条第1項(権利義務の承継))

農地転用(宅地、駐車場等)・地区除外をする場合には 土地改良区への申請と決済金の納付が必要です

公共用地(道路、河川等)として買収された場合でも、土地改良区への申請と決済金の納付が必要です。

※決済金とは、受益面積が減ることにより、他の受益地への負担が重くならないよう、残りの事業償還金等を一括して支払っていただくものです。

農地転用決済金 (1,000m²当たり)

地 区	田	畠
全地区(下記地区を除く)	96,160円	101,910円
石綿管除去地区(配水系)	98,670円	104,420円
赤羽根地区	93,840円	99,590円
赤羽根地区 石綿管除去地区(配水系)	96,350円	102,100円
新城地区	203,750円	146,590円
新城地区 石綿管除去地区(配水系)	206,260円	149,100円

決済金は、地区除外等処理規程による意見書を交付すると同時にその全額を徴収します。

新規加入金 (1,000m²当たり)

田	畠
79,000円	89,000円



*届け出については、財務課、豊橋・田原・豊川管理事務所にお問い合わせください。

(電話番号等は最終ページの下段をご覧ください。)

なお、届出用紙は、ホームページからダウンロードもできます。

ふがきん 賦課金についてQ&A

組合員の皆さまから寄せられた疑問にお答えします

Q1 賦課金って何?

A1

土地改良区が施設を維持管理するための費用と、大規模な改修工事などの事業費の返済に充てられる費用です。農地へ水を安定して届けるためには、常に施設の操作や整備、補修が必要ですので、その費用を組合員の皆さまに負担していただいているます。

Q2 いつまで支払うの?

A2

施設を維持管理するための費用は、受益地である限りは負担をお願いすることになりますが、事業費の返済に充てられる費用については、返済が完了すればなくなります。

Q3 どうやって支払うの?

A3

口座振替や金融機関の窓口、ATM等でお支払いいただけます。今年度より、コンビニでの支払いが可能となりました。コンビニ支払い専用の納付書がありますので、ご希望の方は財務課までお問合せください。

Q4 水は使ってないんだけど、それでも支払うの?

A4

賦課金は水の使用料ではありません。土地改良区は施設を維持管理しなければならないため、その費用を負担していただいているます。

Q5 賦課金通知書がいくつも来るんだけど?

A5

地元の土地改良区からも賦課金通知書が発行されます。水は、ダムから多くの施設を経由して、農地へ届けられます。それらの施設は、水資源機構と当土地改良区、地元の土地改良区などで分担して維持管理していますので、それぞれに必要な費用が生じます。

Q6 賦課金を支払わないとどうなるの?

A6

賦課金を納入期限が過ぎても納付されない場合は、督促状を発送し、滞納金・督促手数料を含んだ金額で支払っていただくことになります。もし、1年以上滞納が続いてしまった場合は、過去の年度から遡って支払っていただかないといけません。それでも納付されない場合には財産の差し押さえすることになりかねないため、必ず支払っていただく必要があります。

要望活動報告

老朽化が進行した施設や耐震性を有しない重要施設の調査の促進、水資源機構が実施しているかんがい排水事業の予算確保のため、「水資源機構かんがい排水事業推進協議会」を通じて、国土交通省、農林水産省、水資源機構本社へ要望活動を続けてまいりました。結果、農業農村整備事業として85億円(前年度比106%)の予算を確保することができました。

また、昨年度は、電気料金の値上げが著しく、当土地改良区の農業用施設の電気料金も、対前年比で40%も上昇しました。農家負担軽減のため、増加した電気料金に対する支援を愛知県に提案し、特別な支援金が交付されることとなりました。



全国水土里ネット会長会議顧問
宮崎雅夫参議院議員

男女共同参画への取り組みについて

当土地改良区では、新たな視点・価値観などを、理事会等の方針決定の場において取り入れることにより、組織の活性化を図るため、数年前より、男女共同参画に取り組んでまいりました。令和元年より、役員会にて検討を重ね、その後、総代会において、令和元年には学識経験者である女性の監事1名、令和4年には農業従事者であり、地域の農村生活アドバイザーである女性の理事3名が、選任されました。

今後、女性役員を加えた新体制の中、役職員ともに多様な意見を伺いながら、より良い組織運営を図ってまいります。

また、東三河地域の農業に精通した各分野の方々をお招きし、意見や情報交換ができる場として「男女共同参画推進懇話会」を発足させ、当地域の農業に関わる方々への意識改革へ寄与できるよう、精力的に活動してまいりたいと考えています。



視察案内 出前授業

全国有数の農業生産地域を支える豊川用水について研修するため、毎年、県内外から、多くの土地改良区関係者や有識者の方々が訪れます。また、学生の皆さんにも、豊川用水について知ってもらうため、学校への出前授業を行っています。



視察案内



出前授業

水は大切な資源

これからは時期は、水の使用量が増えます。
皆さまひとりひとりの節水への心掛けが重要です。



危険!!

水路やため池は大変危険です。遊んでいる子どもを見かけたら、近づかないように声をかけてあげてください。



未来へつなごう! ふるさとの水土里 2023 子ども絵画展 作品募集

「未来へつなごう!ふるさとの水土里子ども絵画展」は、子どもたちに農業と豊かな自然、美しい農村の風景を描いてもらい、日本の農業を未来へ引き継いでいくことを目的としています。

田んぼや畑、そこに生きる虫や動物、地域に伝わるお祭りや風習、農村の様々な風景などを四つ切り用紙に描いて、ご応募ください。

応募資格：小学生以下
応募締切：9月8日(金)

詳しくは当土地改良区のホームページでご確認ください。

めざせ!
農林水産
大臣賞!!



お問い合わせ先

事務局

豊橋市今橋町8
TEL.0532-54-8278



窓口

賦課金や組合員の名義について
漏水や施設の破損について
通水・配水について
農地転用について
その他のことについて

豊橋管理事務所

TEL.0532-54-8278 休日・夜間090-7439-4882

田原管理事務所

TEL.0531-22-1702 休日・夜間は転送されます

豊川管理事務所

新城市、豊川市、蒲郡市、豊橋北西部
TEL.0533-56-2711 休日・夜間は転送されます

財務課

▶ 豊橋・田原・豊川管理事務所

▶ 豊橋・田原・豊川管理事務所

▶ 豊橋・田原・豊川管理事務所

総務課

地面から水が噴き出していたり、何か異常を見つけた時には、ご連絡ください!



お世話になりました

よろしくお願いします

〈令和5年3月31日 退職〉本多 菊弘（財務課）

〈令和5年4月1日新規採用〉中田 翔大（豊川管理事務所）